

日本年金機構からのお知らせ

～年金生活者支援給付金制度について～

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取るためには請求書の提出が必要です。 ご案内や事務手続は、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

● 対象となる方

◇老齢基礎年金を受給している方

以下の要件をすべて満たしている必要があります

- ✓ 65 歳以上である
- ✓ 世帯員全員が市町村民税非課税となっている
- ✓ 年金収入額とその他所得額の合計が約 90 万円以下である

◇障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

以下の要件を満たしている必要があります

- ✓ 前年の所得額が約 479 万円以下

● 請求手続について

① 新たに年金生活者支援給付金をお受け取りいただける方

お受け取りの対象になる方には、日本年金機構より 9 月初旬頃から、請求可能である旨のお知らせを送付しています。同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）をご記入の上、提出してください。

令和 8 年 1 月 5 日までに請求手続が完了しますと、令和 7 年 10 月分から遡って受け取ることができます。

② 年金を受給し始める方

年金の請求手続と併せて年金事務所または市区町村で請求手続をしてください。

日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください！

日本年金機構や厚生労働省から、電話でお客様の家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることはありません。

年金生活者支援給付金のご請求でお困りになったときには、下記までお電話ください。

『給付金専用ダイヤル』： ☎ 0 5 7 0 - 0 5 - 4 0 9 2 （ナビダイヤル）



←厚生労働省
年金生活者支援給付金についてのページは
こちらから

★日本年金機構ホームページ★

<https://www.nenkin.go.jp>

または日本年金機構で検索